

○河北郡市広域事務組合事務局及び課の設置に関する条例

制定 平成17年3月2日 条例第1号
改正 平成18年2月23日 条例第1号

(事務局の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項の規定により、理事会の権限に属する事務を分掌させるため、組合に事務局を設置する。

(事務局)

第2条 事務局は、河北郡津幡町字領家ル9番地1に置く。

2 事務局に必要な職員を置く。

(課の設置)

第3条 事務局に次の各号に掲げる課を設置する。

(1) 庶務課

(2) 企画課

(3) 施設管理課

2 課に室を置くことができる。

(課の事務分掌)

第4条 前条第1項に定める課の事務分掌は、理事会が別に定める。

2 前条第2項に定める室の設置及び室の事務分掌は、理事会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(河北郡市広域事務組合事務局設置条例の廃止)

2 河北郡市広域事務組合事務局設置条例（平成16年河北郡市広域事務組合条例第5号）は、廃止する。

附 則（平成18年2月23日条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。